

令和6年度
草刈清掃業務委託仕様書

倉浜衛生施設組合

草刈清掃業務委託仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、倉浜衛生施設組合が、「令和6年度 草刈清掃業務委託」の内容を示したものである。受託者は、業務を実施するにあたり、本仕様書に基づき誠実にこれを行うものとする。

2. 委託期間

契約締結後の翌日から令和7年3月31日まで

3. 委託業務内容

- (1) 「4. 業務範囲」で計画的に草刈作業を実施し、作業があった月毎に月別の出来高を記載した完了届及び検収書の報告を行うものとする。
- (2) 当該委託業務に必要な資機材及び人員について、受託者が責任をもって確保し、業務を遂行するものとする。

4. 業務範囲

草刈を実施する範囲は、下記のとおり。(別添図面も参照すること)ただし、以下のとおり安全確保に努めること。

- (1) 倉浜衛生施設構内草刈作業・・・9,284㎡(3回)
- (2) 搬入道路草刈作業・・・・・・・・・・4,938㎡(2回)

- ① 雑草は刈り取り又は必要に応じて抜き取ること。回収したゴミ等は適正な分別を行うこと
※処分については、担当職員の指示に従い処分(費用は不要)を行うこと。
- ② 業務中は、ネット等を使用し飛び石を防止する等、安全確保に努めること。
- ③ 業務期間中の事故については、受託者において処理すること。
- ④ 現場と仕様書との内容に相違のある場合、又は疑義が生じた場合には、担当職員と協議し、業務を円滑に進めること。

5. 作業要領

- (1) 委託者と受託者の担当者は密接に連絡をとり、業務の支障とならない作業を実施するものとする。
- (2) 作業中に事故等が発生した場合は、速やかに委託者の担当職員に連絡し、その指示に従うものとする。
- (3) 本仕様書に明記のない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、速やかに

委託者の担当職員と協議の上決定するものとする。

6. 業務の委託

第三者に対して委託業務の一部もしくは全部を委託、もしくは請け負わせ本契約より生じる権利義務を譲渡してはならない。

7. 安全対策

(1)現状に即した安全対策を十分にすること。また、当施設職員から指示がある場合は、直ちに善処すること。

(2)本敷地内において、作業車両は徐行で走行すること。また、積載超過のないようにすると共に、交通安全管理を十分に行うこと。

8. 災害保険等

受託者は、業務遂行中における災害、事故等の発生により、受託者の派遣する従事者が被害を受けた場合には、その法的処置等について全責任を負うものとする。

9. 除草運搬

除草した草木は、本組合の指定する場所に運搬するものとする。

10. 提出書類等

・「3. 委託業務内容(1)」の完了届及び検収書と併せて、作業状況写真(着手前、着手後が確認できるように)を撮影し提出すること。

・当組合が提供する図面に、業務遂行済の範囲を着色して提出すること。

・検収書等の内訳がわかる欄について『会員(利用者)』として表記すること。

